

参考資料

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る
地方団体の役割の拡大関連

- 地方税法における法定受託事務
- 市町村による道府県税の賦課徴収(地方税法第20条の3)の適用実績等

地方税法における法定受託事務

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

地方税法 (昭和二十五年法律 第二百二十六号)	この法律の規定により道府県が処理することとされている事務のうち、第三百八十八条第一項の規定により同項に規定する固定資産評価基準の細目を定める事務及び第四百十九条第一項に規定する事務
-------------------------------	--

○地方税法(昭和25年法律第226号) (抄)

(固定資産税に係る総務大臣の任務)

第三百八十八条 総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「固定資産評価基準」という。)を定め、これを告示しなければならない。この場合において、固定資産評価基準には、その細目に関する事項について道府県知事が定めなければならない旨を定めることができる。

2~4 (略)

(固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告)

第四百十九条 道府県知事は、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認める場合においては、当該市町村の長に対し、固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

2~8 (略)

※ 上記の2つの事務以外の事務は、全て自治事務。

市町村による道府県税の賦課徴収(地方税法第20条の3)の適用実績等

地方税法上、市町村の同意を条件として、市町村が自らの事務として、道府県税の賦課徴収を行うことが可能。

(市町村が行う道府県税の賦課徴収)

第二十条の三 道府県は、道府県税(個人の道府県民税を除く。以下本条において同じ。)の賦課徴収に関する事務を市町村に処理させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村が処理することとすることができる。

一 道府県税の納税義務者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋敷、事務所、事業所又は財産が当該道府県の徴税吏員による賦課徴収を著しく困難とする地域に在ること。

二 市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を処理することに同意したこと。

2 道府県は、前項ただし書の規定によつて道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村が処理することとした場合においては、当該市町村においてその事務を行うために要する費用を補償しなければならない。

【趣旨】

現行憲法のもとにおいては、道府県と市町村とは、対等、独立の地方団体とされているので、この建前を前提としつつ、道府県と市町村との税務行政に関する協力体制の一環として、一定の場合においてのみ、道府県から市町村に賦課徴収に関する事務を委任することができることとしたのである。

【事務委任の効果】

道府県税の賦課徴収に関する事務を市町村が行うこととした場合には、道府県は賦課徴収の権限を有しなくなり、市町村は道府県のために事務を処理する義務を負い、市町村は自己の事務として、当該市町村の名において事務を処理することとなる。

したがって、納税義務者又は特別徴収義務者との関係では、市町村が当該道府県税の課税主体となる・・・。

もちろん、市町村の事務として処理されることとなっても、道府県税が市町村税となるものではないから、市町村は道府県税として納税義務者又は特別徴収義務者から徴収するものであり、したがって、市町村が徴収した道府県税に係る地方団体の徴収金は、当該市町村の歳入歳出外現金となり、道府県へ払いこまれる。

【『地方税法総則逐条解説』地方税務研究会編】

適用実績について

- 各都道府県に聞き取り調査をしたところ、47都道府県中5団体において、地方税法第20条の3に基づく市町村が行う道府県税の賦課徴収の適用実績があった。
- 市町村が処理している事務のほとんどは、道府県税の収納事務。中でも自動車税の収納事務の実績が多い。
- 5団体のうち4団体が2号(市町村の同意)を根拠としており、1団体が1号(道府県の徴税吏員による賦課徴収が困難な地域)を根拠としている。